

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて
令和4年度に新たに住民税が非課税となった世帯などを対象に
「臨時特別給付金」を支給します

令和4年1月以降に家計が急変した世帯も対象

コロナ禍において物価高騰などに直面している生活困窮者への支援として、令和4年度に新たに住民税が非課税となった世帯などを対象に、1世帯当たり10万円の「臨時特別給付金」を支給します。

令和4年度住民税非課税世帯のうち、対象と思われる世帯の世帯主に申請書類（確認書）などを郵送しますので、手続きをお願いします。

詳しくは、市HPをご覧ください。か、社会福祉課臨時特別給付金グループ（☎47-5554 ※平日の午前8時30分～午後5時15分）へ。



市HP

①住民税非課税世帯（給付額：1世帯当たり10万円）

対象世帯	令和4年6月1日時点において、大垣市に住民票があり、世帯全員の令和4年度の住民税（均等割）が新たに非課税となった世帯 ※すでに臨時特別給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯や、同給付金の支給を受けた世帯の世帯主であった人を含む世帯は対象になりません
申請方法	対象と思われる世帯主へ申請書類（確認書）などを6月下旬に郵送しますので、内容を確認して必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で7月1日（金）から9月30日（金）までに返送してください。

②家計急変世帯（給付額：1世帯当たり10万円）

対象世帯	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月以降の家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税（均等割）が非課税となる世帯と同様の事情にあると認められる世帯 （住民税非課税相当の年間収入限度額の参考 ※詳細は市HPに） ▶ 単身または扶養親族がいない場合……………970,000円 ▶ 配偶者・扶養親族（1人）を扶養している場合……………1,479,000円 ▶ 配偶者・扶養親族（計2人）を扶養している場合……………1,899,999円 ▶ 配偶者・扶養親族（計3人）を扶養している場合……………2,355,999円 ▶ 配偶者・扶養親族（計4人）を扶養している場合……………2,815,999円 ▶ 障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合……………2,043,999円
申請方法	9月30日（金）までに世帯主による申請が必要。申請書など（市HPからダウンロードまたは、市民会館3階などで配布）に必要事項を記入し、必要書類を添えて、郵送または、市民会館3階の申請窓口（平日の8:30～17:15開設）へ。

※①住民税非課税世帯または、②家計急変世帯に該当する世帯でも、その世帯全員が、住民税（均等割）が課税されている人に扶養されている場合は対象になりません。また、対象世帯であっても、受給できるのは①または②のどちらかで、1回のみ

低所得の子育て世帯へ
「生活支援特別給付金」を支給

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化しており、物価高騰などに直面している低所得の子育て世帯を支援するため、「生活支援特別給付金」を支給します。

詳しくは、子育て支援課（☎47-7092）へ。

- ◆対象者／高校生世代以下（障がいのある20歳未満の児童を含む）を養育する父母などのうち所得が最も高い人で、次の①～⑤のいずれかに該当する人
 - ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者
 - ②令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者のうち、令和4年度の住民税が非課税である人
 - ③公的年金を受給していることにより児童扶養手当を受給していない人で、収入が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る人
 - ④高校生世代のみの養育者のうち、令和4年度の住民税が非課税である人
 - ⑤直近の収入が急変し、住民税非課税相当の収入になった人



◆支給額／児童1人につき5万円

◆申請が必要な人と支給日／下表のとおり

対象者	申請	支給日
①②の該当者	不要	6/20(月)
③④⑤の該当者	必要	6/24(金)以降

※③～⑤に該当する人は、令和5年2月28日までに子育て支援課へ申請が必要
申請に必要な書類など詳しくは、子育て支援課へお尋ねください。

災害発生に備えましょう！
SNSで防災情報を配信しています

市は、防災情報などをLINE、Twitter、FacebookなどのSNSやメールで配信しています。事前に情報を収集して災害に備えておき、災害発生時には信頼できる情報源から正しい情報を受け取って、適切なタイミングで避難することが大切です。

市公式LINEアカウントの友だち追加や、市に関する防災情報をまとめた専用HP「防災ポータルサイト」の防災情報の収集ページから配信登録をお願いします。

詳しくは、危機管理室（☎47-7385）へ。



市公式LINEアカウント



市防災ポータルサイト



介護保険

更新手続きをお忘れなく
食費・居住費の減額認定

介護保険制度で、施設サービスや短期入所サービスを利用したときに、住民税非課税世帯の人（※注）は、申請により食費と居住費の負担が軽減されます。

現在の認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も継続を希望する場合、6月下旬以降に郵送する申請書に必要事項を記入し、本人と配偶者（配偶者がいない場合は、本人のみ）の預貯金通帳や有価証券などの写しを添えて、7月25日までに介護保険課へ提出してください。



新規申請も随時受け付けています。

詳しくは、同課（☎47-7406）へ。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請書に同封の返信用封筒での提出にご協力をお願いします。

- （注）住民税非課税世帯の人でも、次に該当する人は対象になりませんのでご注意ください。
- ①配偶者が住民税課税の場合（世帯分離をしている場合も含む）
 - ②預貯金・有価証券などが、下表の金額を超える場合

所得の状況	預貯金などの資産の状況
本人の年金収入額（非課税年金を含む） + その他の合計所得金額	80万円以下 80万円超120万円以下 120万円超
	単身 650万円 夫婦 1,650万円 単身 550万円 夫婦 1,550万円 単身 500万円 夫婦 1,500万円

※課税世帯であっても、該当する場合があります。要件など詳しくは、同課へお尋ねください